

こだいら健康ポイント事業参加利用規約

(目的)

第1条 本規約は、市民の健康増進を図ることを目的とした「こだいら健康ポイント事業」(以下「本事業」といいます。)を実施するために必要な事項を定めたものです。

2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

(参加条件)

第2条 本事業の対象者は次に掲げる条件を全て満たす方とします。

- (1) 小平市に住民登録している方
- (2) 20歳以上の方(参加申し込み時)
- (3) 自己責任で本事業に参加できる方
- (4) 本規約に承諾いただける方
- (5) 本事業に関連するアンケート調査等に協力できる方
- (6) 歩数データの計測及びアップロードできる方

(参加方法)

第3条 本事業への参加を希望する方(以下、「申込者」といいます。)は、活動量計による参加又はスマートフォンアプリによる参加のいずれか一方を選択するものとします。

2 申込者は、こだいら健康ポイント事業参加同意書(以下「参加同意書」といいます。)を小平市に提出するものとします。

3 申込者が参加同意書を提出後、小平市が参加同意書を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

(参加取り消し)

第4条 小平市は、参加者が次のいずれかに該当すると判断した場合、参加の承認を取り消すことがあります。

- (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
- (2) 虚偽の申込み等により、第2条に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (3) 市外転出や死亡等により、住民ではなくなった場合
- (4) その他、市が承諾できない理由があると判断した場合

(活動量計の管理)

第5条 参加者は、小平市から貸与された活動量計を善良な管理のもと取り扱うものとします。

2 活動量計を紛失又は破損した場合は、参加者が実費負担するものとします。ただし、活動量計に不具合が生じたとき、その他再配布がやむを得ないと認めるときは、この限りではないものとします。

3 活動量計の電池交換は、参加者が行うものとし、それに関わる費用は参加者が負担するものとします。

4 事業の終了及び参加者が退会する際は、活動量計を市へ返却するものとします。ただし、事業の終了後、次年度も継続して事業を行う意思がある場合は、引き続き活動量計の貸与を認めるものとします。

(裏面に続きます)

(健康ポイントの付与)

第6条 健康ポイントは次に掲げるところにより付与するものとします。

- (1) 歩数や体組成計等の測定に関して付与するもの
- (2) 1日の目標歩数に関して付与するもの
- (3) BMIや体脂肪率等に関して付与するもの
- (4) 健康診査や人間ドックの受診に関して付与するもの
- (5) 市の指定する事業やイベントの参加に関して付与するもの
- (6) 介護予防ボランティアポイント事業の対象である活動に関して付与するもの
- (7) その他、市が指定するもの

2 詳細は、別途定めるこだいら健康ポイント事業参加手引（以下「参加手引」という）に基づくものとします。

(ポイントの交換)

第7条 獲得したポイントの交換等については、別途定める参加手引きに基づくものとします。

(申込内容の変更及び退会)

第8条 参加者は、小平市に届け出をした情報に変更があった場合は、速やかに変更内容を届け出なければならないものとします。

2 参加者は本事業の実施期間中であっても、小平市に届け出ることにより、退会できるものとし、その際、市へ活動量計を返却しなければならないものとします。

(事業の中断・終了)

第9条 小平市は、期間内であっても、本事業のサービスの中断、又は、サービスの全部又は一部の提供を終了することができます。

2 本事業を中断・終了する場合は、参加者に対して、その旨を小平市のホームページ等により、十分な周知を行うものとします。

(個人情報の取扱い)

第10条 本事業で、参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」）の取扱いは、個人情報保護法ならびに、小平市の個人情報保護条例に準拠します。

2 本事業の適切かつ合理的な運用や効果分析・評価といった本事業の目的以外に、参加者情報を利用することはありません。

3 利用目的の範囲内に限り、参加者情報を匿名化し、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することや、統計処理した情報を外部に公表することがありますが、その際、個人が特定されることは一切ありません。

(規約の変更)

第11条 本規約の変更について、小平市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更事実及びその内容を承認したものとみなします。